

国有財産の入札、一時貸付け等の暫定活用に関する情報提供・メールマガジンのご案内

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

このたび中国財務局より当協会に対して、一般競争入札、一時貸付け等の暫定活用に関する情報提供、メールマガジンの配信についての案内がございましたのでお知らせ申し上げます。

1 【一般競争入札物件】

入札 公 示 : 令和4年9月28日(火)

入札受付期間: 令和4年10月18日(火)～令和4年10月27日(木) 午後5時必着

受付時間: 午前9時～正午 午後1時～午後5時

受付場所: 中国財務局 管財部 統括国有財産管理官(第一部門) (広島市中区上八丁堀6番30号)

開札日時・場所: 令和4年 11月10日(木) 午前10時から 広島合同庁舎4号館11階 第一会議室

一般入札物件一覧

番号	所在地(住居表示)	登記地目 (現況地目)	実測数量(m ²)	用途地域	建ぺい率 /容積率	最低売却価格 (税込・円)
001	広島市南区楠那町106番1外1筆	畑(宅地) 畑(雑種地) 居宅他	237.78 199.87 計(建)97.78(延)144.06	一種住居	60/200	2,000,000
002	広島市安佐南区山本五丁目654番3外1筆	宅地(宅地) 宅地(公衆用道路)	118.30 9.91	一種低層	50/100	2,060,000
003	三原市中之町三丁目2575番4外1筆	宅地(宅地)	212.94	一種中高	60/200	1,260,000
004	尾道市因島中庄町字平ヶ崎2281番4	宅地(宅地)	364.92	一種住居	60/200	1,750,000
005	福山市神村町字木ノ原3862番1外1筆	田(雑種地) 宅地(宅地) 居宅	1,078.62 240.96 計(建)102.58(延)149.30	指定なし (市街化調整区域)	70/200	3,400,000
006	福山市千田町一丁目393番2	宅地(宅地)	170.14	一種住居	60/200	3,320,000
007	福山市千田町二丁目4023番3	宅地(宅地) 事務所他	1,341.21 計(建)416.75(延)1,082.75	一種住居	60/200	14,100,000
008	三次市君田町石原字下保田665番1	雑種地(宅地)	349.91	指定なし (都市計画区域外)	指定なし	770,000
009	安芸高田市美土里町本郷字呼巖4175番4	田(田)	815.47	指定なし (都市計画区域外)	指定なし	40,000
010	安芸高田市吉田町相合字大原2088番3	宅地(宅地)	644.25	指定なし (都市計画区域外)	指定なし	283,000
011	安芸高田市吉田町常友字岩之城1374番2	宅地(宅地)	962.24	一種住居	60/200	12,300,000
012	安芸郡熊野町城之堀七丁目6952番1	宅地(宅地)	249.27	一種住居	60/200	6,140,000

管轄物件	上記物件お問い合わせ先・入札案内配布場所	電話番号
001～012	中国財務局 管財部 統括国有財産管理官(第一部門)	(082) 221-9221 [内線 3544]

※契約を締結した場合は、その内容(物件所在地、区分・数量、契約年月日、契約金額、個人・法人の別、法人にあってはその業種)を公表します。

※現地説明に参加される場合には、事前の申し込みが必要となります。

※掲載物件の概要は、中国財務局ホームページ(<http://chugoku.mof.go.jp/>)から物件の情報を取り出すことができます。

2【受付中の国有地の暫定的な貸付け】

番号	貸付方法	利用期間	利用用途（例）
1	一時貸付	3年以内	コインパーキング／臨時駐車場／イベント用地／資材置き場 など （注）仮設事務所のような仮設建物の所有を目的とした、借地借家法第25条に規定する「一時使用」の場合に限り、建物所有を目的としてご利用いただけます。
2	3年を超える貸付	3年超30年以内	コインパーキング／臨時駐車場／イベント用地／資材置き場 など （注）仮設事務所のような仮設建物の所有を目的とした、借地借家法第25条に規定する「一時使用」の場合に限り、建物所有を目的としてご利用いただけます。また、その際の貸付期間は10年未満となります。
3	事業用定期借地権の設定による貸付け	10年以上30年以内	スーパーマーケット／コンビニエンスストア など （注）事業用定期借地のため、住宅用途にはご利用いただけません。

貸付けに当たっての留意事項（必ずご一読下さい！）

1. 利用用途の制限

風俗営業、暴力団の事務所、公の秩序又は善良の風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるものの用途などには、利用できません。また、産業廃棄物、廃棄を目的とする砂利・砂・残土置場、振動・騒音・悪臭の著しいものなどについても、ご利用いただけません。これらの他に、個々の物件により、利用用途が制限される場合もありますので、利用要望のある方は、必ず物件の所在する財務局・財務事務所・出張所へ照会してください。

2. 返還時の原状回復

返還するときは、貸付期間満了日までに原状回復することが条件となります。

3. 利用者の決定方法

国有地の貸付け等は手続きを明確化し、速やかに、かつ、より透明で公平な手続きによるとする観点から、ホームページに掲載のうえ、利用要望を募り、原則、一般競争入札により利用者を決定します。複数の者から要望があった場合は、面積・利用期間等が国にとって有利と思われる要望の内容を条件として一般競争入札を行い利用者を決定します。

なお、面積・利用期間等によっては、法令の規定に基づき、入札によらずに貸付けが行える場合もありますので、お気軽に物件の所在する財務局・財務事務所・出張所へご連絡ください。

※貸付けを行うまでには一定の事務処理期間が必要となりますので、利用要望のある場合はお早めに物件の所在する財務局・財務事務所・出張所へお問い合わせください。

※買受け及び暫定的な借受けの要望を受け付ける物件については別添資料をご覧ください。

☆財務局では国有財産物件情報をメールマガジンにて配信しております。財務局のホームページに掲載する国有財産の売却等に関する情報掲載時に電子メールでお知らせするものです。最新の情報をタイムリーに確認できる便利なサービスとなっておりますので、よろしければ

<https://www.kokuyuzaisan.mof.go.jp/info/>からご登録ください。

2についての申込先及びお問い合わせ先	電話番号
中国財務局管財部国有財産調整官（担当）原田氏・北山氏	(082) 221-9221